

暴風等、不測の事態について

愛知県全域、尾張東部、名古屋市に、暴風警報・地震警戒宣言および避難勧告・避難指示及び特別警報が発令された場合

1. 午前 6 時まで上記の警報等が解除されていないときは、午前中の授業を中止します。
2. 午前 6 時から午前 11 時まで上記の警報等が解除されたときは、午後の授業を行うので、13 時 15 分までに登校する。
3. 午前 11 時を過ぎても上記の警報等が解除されないときは、当日の授業を中止する。
4. 休業中の部活動なども上記に準ずる。
5. 定期考査期間中に上記の警報等が発令された場合、当日の考査は考査最終日の次の日に変更になる。
6. 大雨警報発令中は、安全に充分留意して登下校すること。
7. 東海地震注意情報が発令された場合は、特に安全に留意し、以下の通りとする。
 - (ア) 注意情報発表後は、登校を見合わせる。
 - (イ) 登校中に注意情報が発表された場合は、ただちに帰宅する。
 - (ウ) 登校後に注意情報が発表された場合は、職員の指示に従って、下校をする。

※暴風警報、避難勧告、避難指示及び特別警報が上記地域（愛知県全域、尾張東部、名古屋市）に発令されていない場合でも、尾張西部、知多地域に発令されている場合は、当該地域に居住している生徒のみ、上記に従う。